五　地球磁気及び地球電気に関する測器に関すること。
六　地震調査研究推進本部の庶務（地震調査委員会が行う事務に関するものに限る。）に関すること。
七　前各号に掲げるもののほか、地震火山部の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

（地震津波監視課の所掌事務）
第二十三条　地震津波監視課は、次に掲げる事務をつかさどる。
一　地震動及び津波の予報及び警報に関すること（管理課及び地震火山技術・調査課の所掌に属するものを除く。）。
二　地震及び地動並びにこれらに関連する輻射に関する観測の実施に関すること。
三　地震及び地動並びにこれらに関連する輻射に関する観測の成果の収集及び発表に関すること（地震火山技術・調査課の所掌に属するものを除く。）。
四　地震に関する情報の収集及び発表に関すること（地震火山技術・調査課の所掌に属するものを除く。）。
五　地震及び地動に関する測器の保守及び管理の実施に関すること。

（火山監視課の所掌事務）
第二十四条　火山監視課は、次に掲げる事務をつかさどる。
一　火山現象の予報及び警報に関すること（管理課及び地震火山技術・調査課の所掌に属するものを除く。）。
二　火山現象及びこれに関連する輻射に関する観測の実施に関すること。
三　前号に掲げるもののほか、火山現象及びこれに関連する輻射に関する観測（火山及びその周辺に赴いて実施するものに限る。）に関すること。
四　地震に関する情報の収集及び発表に関すること（地震津波監視課及び地震予知情報課の所掌に属するものを除く。）。
五　地震、火山現象及び地動に関する測器の需給計画に関すること。
六　前号に掲げるもののほか、地震及び地動に関する測器に関すること（地震予知情報課の所掌に属するものを除く。）。
七　地震調査研究推進本部の庶務（地震調査委員会が行う事務に関するものに限る。）に関すること。
八　前各号に掲げるもののほか、地震火山部の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

（地震津波監視課の所掌事務）
第二十　地震津波監視課は、次に掲げる事務（地震予知情報課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。
一　地震動及び津波の予報及び警報の実施に関すること。
二　地震及び地動並びにこれらに関連する輻射に関する観測の実施並びにその成果の収集及び発表の実施に関すること。
三　地震に関する情報の収集及び発表の実施に関すること。

（地震予知情報課の所掌事務）
第二十一条　地震予知情報課は、次に掲げる事務をつかさどる。
一　大規模な地震の発生を予知するための地震及びこれに関連する輻射に関する観測並びにその成果の収集及び発表に関すること。
二　大規模な地震の発生を予知するための地震に関する情報の収集及び発表に関すること。
三　地震予知情報に関すること。
四　大規模な地震の発生を予知するための地震に関する測器に関すること。

（火山課の所掌事務）
第二十二条　火山課は、次に掲げる事務をつかさどる。
一　火山現象の予報及び警報に関すること。
二　火山現象及びこれに関連する輻射に関する観測並びにその成果の収集及び発表に関すること。
三　火山現象に関する情報の収集及び発表に関すること。
四　火山現象に関する測器に関すること（管理課の所掌に属するものを除く。）。

（地震火山技術・調査課の所掌事務）
第二十五条　地震火山技術・調査課は、次に掲げる事務をつかさどる。
一　地震動、火山現象及び津波の予報及び警報に係る技術の開発及び改良に関すること。
二　地震、火山現象及び地動並びにこれらに関連する輻射に関する観測に関すること（地震津波監視課及び火山監視課の所掌に属するものを除く。）。
三　地震、火山現象及び地動並びにこれらに関連する輻射に関する観測の成果の解析に係る技術の開発及び改良に関すること。
四　大規模な地震の発生の見込みを評価するための地震に関する情報の収集及び発表に関すること。
五　地震予知情報に関すること。
六　地震、火山現象及び地動に関する測器に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。
（削る）
（削る）

第五款　地球環境・海洋部

（地球環境・海洋部に置く課等）
第二十三条　地球環境・海洋部に、次の三課及び環境気象管理官一人を置く。
地球環境業務課
気候情報課
海洋気象課